

可児市一般廃棄物処理基本計画（案）

平成 28 年 4 月

可児市

目次

序 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって	1
1) 計画策定の背景	1
2) 計画の位置づけ	2

第1部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理に関する基本的事項の整理	3
1) ごみ処理の概要	3
2) ごみの性状	11
3) ごみの発生排出抑制・資源化の現況	13
4) 収集運搬の状況	22
5) 中間処理施設の概要	23
6) 最終処分の状況	27
7) ごみ処理体制の状況	28
8) 関係市町村等の動向	30
9) 関係法令の動向	31
第2章 ごみ処理に関する課題の整理	32
1) ごみの発生・排出抑制に関する課題	32
2) ごみの資源化に関する課題	34
3) ごみの適正処理に関する課題	35
第3章 ごみ排出量の推計	37
1) 推計方法	37
2) 生活系ごみ排出量の推計	40
3) 事業系ごみ排出量の推計	57
4) ごみ総排出量の推計	59
第4章 ごみ処理基本計画	60
1) 計画の基本方針	60
2) 計画の基本目標	63
3) 基本施策	65
4) 計画の推進	76

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理に関する基本的事項の整理.....	77
1) 生活排水処理の体系.....	77
2) 生活排水処理の整備状況.....	80
3) 生活排水の排出状況.....	84
第2章 生活排水処理に関する課題の整理.....	88
1) 生活排水処理施設の整備に関する課題.....	88
2) し尿・浄化槽汚泥の排出・処理に関する課題.....	89
第3章 生活排水処理基本計画.....	90
1) 計画の基本方針.....	90
2) 計画の基本目標.....	93
3) 基本施策.....	96

資料編

資料1. 現計画の事業評価結果.....	99
資料2. 将来推計値.....	103
資料3. ごみ処理・リサイクルに関するアンケート調査結果.....	108

序 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1) 計画策定の背景

廃棄物処理の基本原則は無害化・安定化・減量化等の処理を行い、生活環境に支障のない形で社会経済活動へ資源として循環させ、最終的に地球環境に還元することである。

近年、我が国においては、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」等が整備され、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の重要性が増し、処理体制も多様化している。

さらに、平成25年4月1日には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、より一層、ごみの適正処理体制を整備することが必要となった。また、このような経緯から「ごみ処理基本計画策定指針」が平成25年6月に改訂されている。

これらの法体系等のもと、ごみの発生排出抑制、リサイクル促進、循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域の実情を踏まえて対応していく必要がある。

可児市（以下本市。）においては、ごみの分別回収、資源回収事業の実施や、生ごみ堆肥化事業により、ごみの減量化・資源化を推進してきている。また、一般廃棄物の中間処理については他の市町村と一部事務組合を構成し、適正処理を推進している。

このような活動を推進してきたこともあり、本市の過去10年間のごみ排出量については減少傾向にあるが、さらなる廃棄物の減量化・資源化は重要な課題といえる。

今回策定する「一般廃棄物処理基本計画」は、変遷するごみ処理の現状を鑑み、また、ごみに関する様々な問題の解決に向け、必要となる施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画を策定するものである。

2) 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」の基本計画である。

また、本市の上位計画である「可児市第四次総合計画」、「可児市環境基本計画」との整合を図り、循環型社会の形成に向けた計画と位置付けている。

関連する法規則や条例との関係について、以下に示す。

